

— 参 考 資 料 —

- 参考資料1. 用語集
- 参考資料2. 水質汚濁防止法の地下水の規制等の概要
- 参考資料3. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表
- 参考資料4. 特定施設一覧
- 参考資料5. 水濁法政令市一覧(平成 25 年4月現在)
- 参考資料6. 構造規制制度に関する資料
- 参考資料7. 方法別の検知技術・システム一覧表
- 参考資料8. 地下水質に係る基準値について

参考資料 1. 用語集

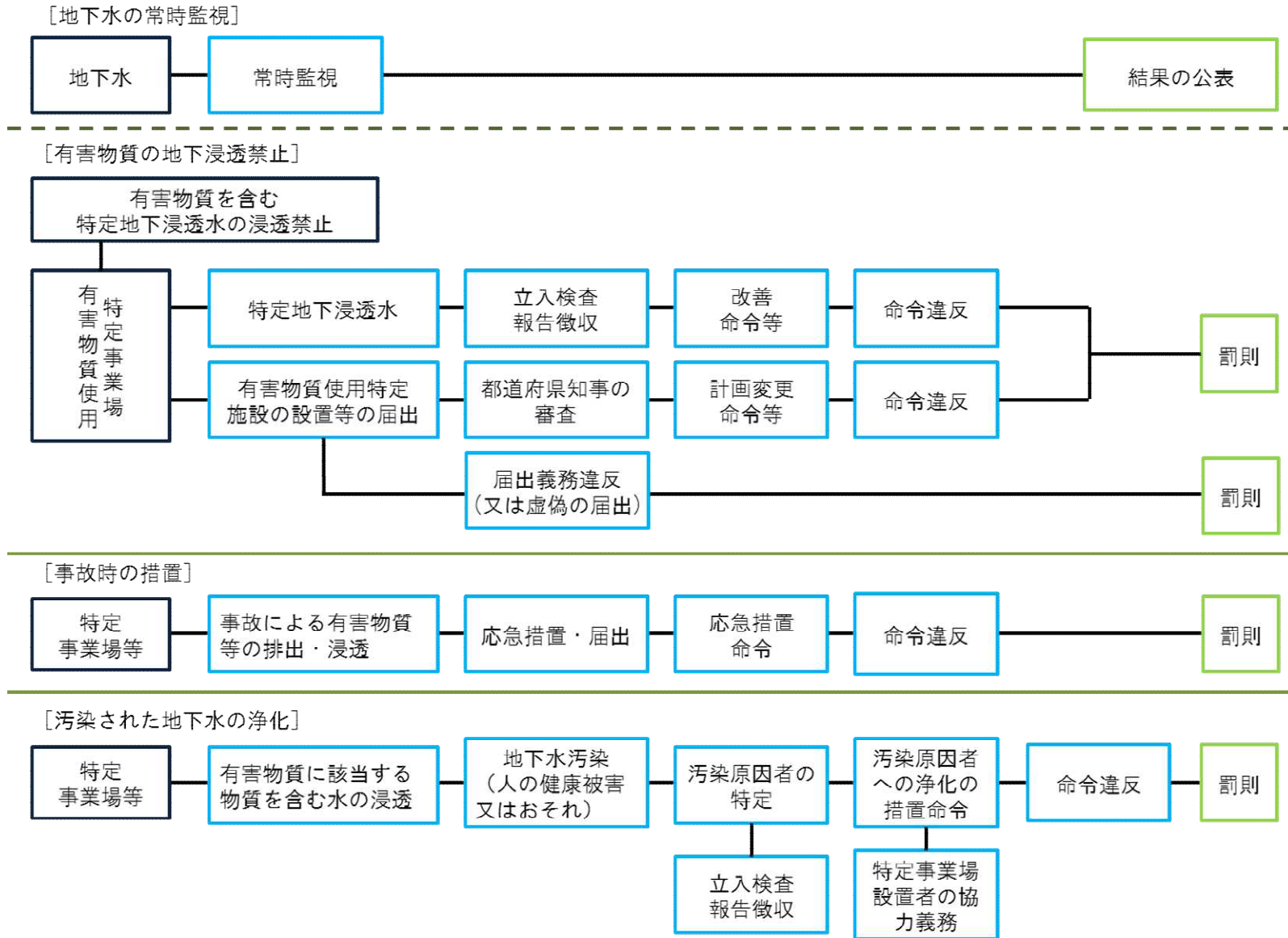
用語	意味	参考法令
アルファベット		
PRTR 制度	<p>Pollutant Release and Transfer Register の頭文字</p> <p>日本では「化学物質排出移動届出制度」と呼ばれる。平成 11 年に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が成立し、化学物質を取り扱う事業所から 1 年間にどのような物質がどのくらい環境中へ排出したかという「排出量」や廃棄物としてどれだけ移動したかという「移動量」を、事業者自らが都道府県などを通じて、国に届け出る制度。</p> <p>参考：PRTR 広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html</p>	
ア行		
上乗せ規制	各地方公共団体が定める条例の中で、法律や政省令で定められている基準よりも、厳しい基準を設けること。	
カ行		
環境基準	<p>人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。</p> <p>大気汚染、公共用水域の水質汚濁、地下水の水質汚濁、土壌汚染などそれぞれに基準が定められている。</p>	環境基本法第 16 条 地下水の水質汚濁に係る環境基準について
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域や公共の用に供される水域とこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などのこと。	水濁法第 2 条第 1 項
工場	→事業場を参照	
サ行		
事業場	<p>汚水、廃液を公共用水域に排出する施設を備えた一般的な意味での事業場。施設の集合で、当該事業場が所有する敷地全体を含む。</p> <p>設備<施設<事業場（特定施設<特定事業場）</p> <p>関連項目：設備、施設、特定施設、特定事業場</p>	
施設	<p>ある特定の目的のために、設計・建設された構造物のこと。</p> <p>設備<施設<事業場（特定施設<特定事業場）</p> <p>関連項目：設備、事業場、特定施設、特定事業場</p>	
指定施設	<ul style="list-style-type: none"> 水濁法に定める有害物質を貯蔵し、または使用する施設 水濁法に定める指定物質を製造、貯蔵、使用、または処理する施設。 <p>関連項目：有害物質、指定物質、有害物質貯蔵指定施設</p>	水濁法第 2 条第 4 項
指定物質	<p>水濁法に定める有害物質及び油以外の物質であって、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康もしくは生活環境に被害を生ずるおそれがある物質。</p> <p>平成 25 年 3 月末現在で 56 項目</p>	水濁法第 14 条の 2 第 2 項 水濁法施行令第 3 条の 3

	関連項目：生活環境、有害物質	
水質汚濁防止法	工場・事業場から公共用水域への排水、地下への浸透水を規制し、また生活排水対策を実施することにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的とする法律で、その目的を達成するために、工場・事業者からの排水に係る排水基準の遵守、地下浸透規制等の規定を設けている。	
生活環境	環境基本法第2条第3項に定められている、「人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境」のこと。 水質汚濁により影響を受けるものとしては、水浴、沿岸の散歩、自然探勝、水産物、農産物などが挙げられる。	環境基本法第2条第3項
(水濁法) 政令市	水濁法第28条により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市長が行うことができる市のこと。	水濁法第28条水濁法施行令第10条
設備	施設の一部または付帯して設置されるある機能を有した構造物のこと。 設備<施設<事業場（特定施設<特定事業場） 関連項目：施設、事業場	
タ行		
地下浸透規制	水濁法では、有害物質使用特定事業場から水を排出する事業者は、「水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法」（平成元年環境庁告示第39号）により有害物質が検出される水を地下に浸透させてはならないと定めている。 この値は、おおよそ環境基準の10分の1以下に設定されており、厳しい地下浸透規制が講じられている。 関連項目：有害物質使用特定施設、有害物質使用特定事業場、環境基準	水濁法第12条の3 水濁法施行規則第6条の2
地下水	社会通念上「地下に存在する水」をいい、通常、自然の状態として地下に存在する水をいう。地下水に該当しない例としては、下水道施設内の水がある。	
地下水汚染	地下水の水質が汚濁された状態を指し、水質以外の水の状態（例えば水温など）が悪化することを含む。つまり、重金属等の汚染物質等による常識的な意味での水質の汚濁に加えて、水への着色及び水温の問題を含む。 ただし、本マニュアルにおいては、水濁法に定める有害物質による汚染を主に想定している。 関連項目：地下水	
貯油施設	油を貯蔵し、または油を含む水を処理する施設。	水濁法第2条第5項 水濁法施行令第3条の4、第3条の5
同等以上	同等又はそれ以上、という意味であり、同等であれば含まれる。	
毒劇法	「毒物及び劇物取締法」 毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締まりを行うことを目的とする法律で、該当する物質の販売や製造を規制し	

	ている。	
特定事業場	特定施設を設置する工場又は事業場 関連項目：特定施設、事業場	
特定施設	以下のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で、 酸・アルカリ表面処理施設等、該当する施設の種類が水濁法施行令第1条の別表第1で定められている。 ・有害物質を含むこと ・水素イオン濃度等の項目が生活環境に被害を生じるおそれがある程度であること 関連項目：有害物質、生活環境、有害物質使用特定施設、指定施設	水濁法第2条第2項 水濁法施行令第1条、 別表第1
特定地下浸透水	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの 関連項目：有害物質使用特定施設	水濁法第2条第8項
土対法	「土壌汚染対策法」 土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めたもの。 平成21年4月の改正により、一定規模以上の土地の形質変更時の調査の実施、自主的な調査の活用、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどが規定された。	
ナ行		
ハ行		
排水基準	特定事業場から公共用水域への排出水の汚染状態（熱によるものを含む）の基準であり、有害物質、生活環境に係る物質のそれぞれに許容限度が定められている。 水濁法において、特定事業場から公共用水域に排水を排出する事業者は、事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならないと定められている。 関連項目：公共用水域、有害物質、生活環境	水濁法第3条 排水基準を定める省 令第1条
マ行		
ヤ行		
有害物質	人の健康に被害を生ずるおそれがある物質として水濁法施行令で定められている物質のこと。平成24年5月末現在で28項目。 関連項目：指定物質	水濁法第2条第2項 第1号 水濁法施行令第2条
有害物質使用特定事業場	有害物質使用特定施設を設置する特定事業場 関連項目：有害物質使用特定施設、特定事業場	水濁法第2条第8項
有害物質使用特定施設	有害物質を製造、使用又は処理する特定施設のこと 関連項目：有害物質、特定施設、有害物質貯蔵指定施設	水濁法第2条第8項
有害物質貯蔵	有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場	水濁法第14条の3

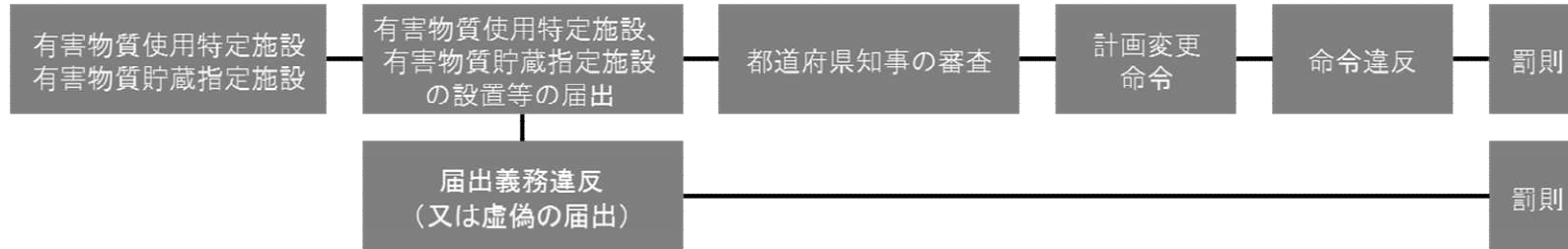
指定事業場	関連項目：有害物質貯蔵指定施設	
有害物質貯蔵指定施設	有害物質を貯蔵する指定施設のうち、有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設で、有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設のこと 関連項目：有害物質、指定施設、有害物質使用特定施設	水濁法第5条第3項 水濁法施行令第4条の4
有害物質を含む水	「有害物質を含む水」の「水」は水濁法上「液状のもの」と同義で用いられ、これには、有害物質を微量わずかに含む廃液、液体の有害物質100%のもの等が含まれる。具体的には、水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年環境省告示39号）により検定した場合において、有害物質が検出される水のことをいう。 関連項目：有害物質	
要措置区域（土対法）	土対法に定める特定有害物質により汚染され、汚染の除去や拡散の防止等の措置を講ずることが必要である区域として都道府県知事により指定された土地のこと。 以下のいずれにも該当している場合に指定するものとされている。 ○土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。 ○土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。	土対法第6条
ラ行		
リスクコミュニケーション	環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべての関係者が共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。	
漏えい	液体が施設本体や配管などの設備から漏れ出ること全般を指し、量は関係ない。	

参考資料 2. 水質汚濁防止法の地下水の規制等の概要 1



参考資料 2. 水質汚濁防止法の地下水の規制等の概要 2 (構造規制制度等)

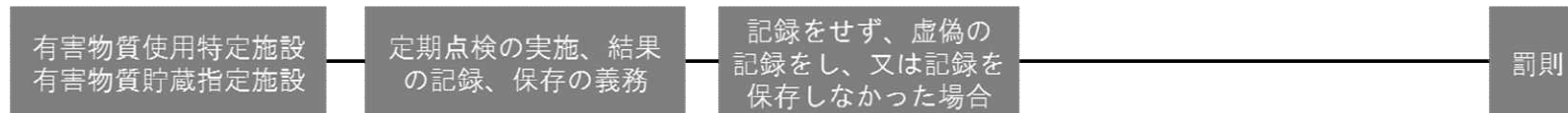
[有害物質使用特定施設等の届出]



[構造等に関する基準遵守義務]



[定期点検の義務]



参考資料3. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表1 (A基準)

A基準	第8条の3 床面及び周囲			施設本体	第8条の4第1号 配管等(地上)		第8条の4第2号 配管等(地下)			第8条の5 排水溝等		第8条の6 地下貯蔵施設 地下貯蔵施設本体			第8条の7 使用の方法				
	1号	ただし書	2号		イ	ロ	イ	ロ	ロ+別表第1 6の項下欄 ()内	ハ	1号	1号+別表第 1の7の項下 欄()内	2号	1号		1号+別表第1 8の項下欄 ()内	2号	配管等	
構造・設備	地下浸透防止	●不浸透材料による構造 ▲(種類・性状に応じ)被覆		●床下点検空間 (床下から目視で容易に確認可能)							●強度 ●耐性 ▲(種類・性状に応じ)被覆		●強度 ●耐性 ▲(種類・性状に応じ)被覆				○同等以上	○同等以上	
	流出防止	●防液堤等 ○同等以上																	
	漏えい防止					●強度 ●耐性 ▲耐腐食													
	漏えい等防止 (漏えい、地下浸透)							(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	(配管等) ●強度 ●耐性 ▲耐腐食	○同等以上		●漏えい等防止構造・材質 (タンク室内、二重殻等) ▲耐腐食	●漏えい等防止構造・材質 (タンク室内、二重殻等) ▲耐腐食	●漏えい等防止構造・材質 (タンク室内、二重殻等) ▲耐腐食	○同等以上			
	漏えい又は地下浸透 確認の構造又は設備					●目視により容易に確認できるような床面から離して設置		(トレンチ) ●トレンチ中設置 ●不浸透材料構造 ▲(種類・性状に応じ)被覆	●漏えい等確認構造 (検査管、流量変動把握等)			●地下浸透確認構造 (検査管、流量変動把握等)		●水の量を確認できる装置	●水の量を確認する装置	●水の量を確認できる装置 ●漏えい等確認構造 (検査管、流量変動把握等)			配管等を参照
管理	飛散・流出・浸透防止															●地下浸透等しない方法、適正運転、漏えい適正処理 ・管理要領(使用方法、その点検内容・回数)※			
定期点検	破損等の異常の確認	目視等	Y	M	Y	Y	Y	Y	(配管) (トレンチ)			Y	3Y					○同等以上	○同等以上
		検査										Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上	3Y ・漏えい点検 ○同等以上					
定期点検	漏えい・浸透・流出の有無	目視等			Y	Y	Y	Y	Y (配管)									○同等以上	○同等以上
		設備使用										M(3M※) ・漏えい等の検知	M(3M※) ・漏えい等の検知	M(3M※) ・漏えい等の検知					
備考									消防法完成検査後15年以内のもののみ			※有害物質の濃度を測定する場合		消防法完成検査後15年以内のもののみ		※有害物質の濃度を測定する場合		※点検頻度: Y	

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。
 (備考) 3Y:3年1回以上、Y:1年1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

参考資料3. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表2 (B基準)

B基準		附則第3条		施設本体	附則第4条1号	附則第4条2号			附則第5条		附則第6条			使用の方法	
		床面及び周囲			配管等(地上)	配管等(地下)			排水溝等		地下貯蔵施設				配管等
		1号	2号			イ	ロ	ハ	1号	2号	地下貯蔵施設本体				
										1号	2号	3号			
構造・設備	地下浸透防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合	規定せず										配管等を参照	
	流出防止	【底面以外】 →A基準に適合	【底面以外】 →A基準に適合												
	漏えい防止														
	漏えい・地下浸透防止							○同等以上		○同等以上		●内部コーティング	○同等以上		
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備	【底面】(条件: ・施設本体が床面に接しているかつ ・接する床面はA基準不適合) ●漏えい等確認構造(検査管等) ○同等以上	【底面】(条件: ・下部の床面はA基準不適合の場合) ●漏えいを目視により確認できるように床面から離して設置		●目視により確認できるように設置	●トレンチ中設置	●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)		●地下浸透確認構造(検査管、流量変動把握等)	●水の量を確認する措置 ●漏えい等確認構造(検査管、流量変動把握等)	●水の量を確認する措置				
管理	飛散・流出・浸透防止												● →A基準に適合		
定期点検	破損等の異常の確認	目視等	【底面以外】 Y	Y	6M	6M (配管) (トレンチ)			6M						
		検査						○同等以上	○同等以上		Y ・漏えい点検 ○同等以上	○同等以上			
	漏えい・浸透・流出の有無	目視等		【底面】※ M	Y※ 又は 左記、床面及び周囲の方法で行う	6M	6M (配管)								
		設備使用	【底面】※ M ・漏えい等の検知				M(3M※) ・漏えい等の検知		M(3M※) ・漏えい等の検知	M(3M※) ・漏えい等の検知					
備考		※目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による場合は、方法に応じた適切な回数で実施		※床面及び周囲の基準がA基準に適合する場合		※有害物質の濃度を測定する場合		※有害物質の濃度を測定する場合	※有害物質の濃度を測定する場合				※A基準に適合しない場合は規定されず		

(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。

(備考1) Y: 1年1回以上、6M: 6月1回以上、3M: 3月1回以上、M: 1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

(備考2) A基準に適合しないものに係る基準として、B基準を規定

参考資料3. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表3 (C基準)

C基準		附則第8条第1項	附則第8条第1項	附則第8条第1項		附則第8条第1項	附則第8条第1項		附則第8条第2項	
		床面及び周囲	施設本体	配管等(地上)	配管等(地下)	排水溝等	地下貯蔵施設		使用の方法	
		表第1の項		表第2の項	表第3の項	表第4の項	地下貯蔵	配管等		
							表第5の項			
構造・設備	地下浸透防止	—	—	—	—	—	—		—	
	流出防止	—	—	—	—	—	—		—	
	漏えい防止	—	—	—	—	—	—	—	—	
	漏えい・地下浸透防止	—	—	—	—	—	—		—	
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備	—	—	—	—	—	—		—	
管理	飛散・流出・浸透防止								点検のみ (作業等に伴う飛散等の有無)※	
定期点検	破損等の異常の確認	目視等	M	Y	6M		M※	配管等を参照		
		検査				Y ・漏えい点検 ○同等以上	Y ・地下浸透点検 ○同等以上		Y ・漏えい点検 ○同等以上	
	漏えい・浸透・流出の有無	目視等		Y	6M					
		設備使用								
備考			※床面及び周囲のB基準の場合を除き、規定されず(→A基準)			※目視が困難な場合において、目視以外の方法による点検の場合は、方法に応じた適切な回数で実施。			※点検頻度: Y	
(注) 定期点検によらない異常・漏えい確認時 → その内容及び対応結果を記録し、3年間保存するよう努めることとする。										
(備考1) Y: 1年に1回以上、6M: 6月に1回以上、M: 1月1回以上; ●要件、▲必要な場合、○同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す										
(備考2) C基準は、床面及び周囲、配管等、排水溝等、地下貯蔵施設について、A基準及びB基準に適合しない場合に適用										

参考資料4. 特定施設一覧

一	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
一の二	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
二	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
三	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
四	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
五	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
六	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
七	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設

	ホ 精製施設
八	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
九	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
十	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
十二	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
十三	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
十六	麺類製造業の用に供する湯煮施設
十七	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
十八の三	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設

	ロ 洗淨施設
十九	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
二十	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
二十一	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
二十一の三	合板製造業の用に供する接着機洗淨施設
二十一の四	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗淨施設
二十二	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
二十三	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 へ チップ洗淨施設及びパルプ洗淨施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 塵ガス洗淨施設
二十三の二	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗淨施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗淨施設

二十四	<p>化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
二十五	<p>水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
二十六	<p>無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
二十七	<p>前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
二十八	<p>カーバ이트法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
二十九	<p>コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	<p>発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 原料処理施設

	<ul style="list-style-type: none"> ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
三十一	<p>メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
三十二	<p>有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
三十三	<p>合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
三十四	<p>合成ゴム製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
三十五	<p>有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
三十六	<p>合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
三十七	<p>前六号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 洗浄施設

	ロ 分離施設
	ハ ろ過施設
	ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
	ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
	ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
	チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
	リ 二エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
	ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
	ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
	ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
	ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
	カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
	ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
	タ 廃ガス洗浄施設
三十八	石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
三十八の二	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四―ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
三十九	硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
四十	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
四十一	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
四十二	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
四十三	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
四十四	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
四十五	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
四十六	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に

	供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
四十七	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設(第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
四十八	火薬製造業の用に供する洗浄施設
四十九	農薬製造業の用に供する混合施設
五十	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
五十一の二	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
五十二	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
五十三	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研摩洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
五十四	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
五十五	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
五十六	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
五十八	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業の用に供する施設であって、次に掲げ

	るもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
五十九	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
六十	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
六十一	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
六十二	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(熔融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
六十三	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
六十三の二	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
六十四	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
六十四の二	水道施設(水道法(昭和三十二年法律第百七十七号)第三条第八項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)第二条第六項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第二十一条第一項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの(これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
六十五	酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六	電気めつき施設

六十六の二	エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
六十六の三	旅館業(旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第一項に規定するもの(下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
六十六の四	共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第六条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十六の五	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十六の六	飲食店(次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設(総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
六十七	洗濯業の用に供する洗浄施設
六十八	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
六十八の二	病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
六十九	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二	中央卸売市場(卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第二条第三項に規定するものをいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限る。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
六十九の三	地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定するもの(卸売市場法施行令(昭和四十六年政令第二百二十一号)第二条第二号に規定するものを除く。)をいう。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
七十	廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三条第十四号に規定するものをいう。)

七十の二	自動車分解整備事業(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
七十一	自動式車両洗淨施設
七十一の二	科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 焼入れ施設
七十一の三	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定するものをいう。)である焼却施設
七十一の四	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。))が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設(前各号に該当するものを除く。)
七十一の六	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
七十二	し尿処理施設(建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。)
七十三	下水道終末処理施設
七十四	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前二号に掲げるものを除く。)

参考資料5. 水濁法政令市一覧（平成26年4月現在）

都道府県	水濁法政令市						
北海道	札幌市	函館市	旭川市				
青森県	青森市	八戸市					
岩手県	盛岡市						
宮城県	仙台市						
秋田県	秋田市						
山形県	山形市						
福島県	福島市	郡山市	いわき市				
茨城県	水戸市	つくば市					
栃木県	宇都宮市						
群馬県	前橋市	高崎市	伊勢崎市	太田市			
埼玉県	さいたま市 越谷市	川越市	熊谷市	川口市	所沢市	春日部市	草加市
千葉県	千葉市	市川市	船橋市	松戸市	柏市	市原市	
東京都	八王子市	町田市					
神奈川県	横浜市 相模原市	川崎市 厚木市	横須賀市 大和市	平塚市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市
新潟県	新潟市	長岡市	上越市				
富山県	富山市						
石川県	金沢市						
福井県	福井市						
山梨県	甲府市						
長野県	長野市	松本市					
岐阜県	岐阜市						
静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市			
愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	春日井市	豊田市	
三重県	四日市市						
滋賀県	大津市						
京都府	京都市						
大阪府	大阪市 茨木市	堺市 八尾市	岸和田市 寝屋川市	豊中市 東大阪市	吹田市	高槻市	枚方市
兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	加古川市	宝塚市
奈良県	奈良市						
和歌山県	和歌山市						
鳥取県	鳥取市						
島根県	松江市						
岡山県	岡山市	倉敷市					
広島県	広島市	呉市	福山市				
山口県	下関市						
徳島県	徳島市						
香川県	高松市						
愛媛県	松山市						
高知県	高知市						
福岡県	北九州市	福岡市	久留米市				
佐賀県	佐賀市						
長崎県	長崎市	佐世保市					
熊本県	熊本市						
大分県	大分市						
宮崎県	宮崎市						
鹿児島県	鹿児島市						
沖縄県	那覇市						

※水濁法第28条の規定に基づく政令市であっても、実際には水濁法の事務を行っていない場合があります。詳しくは関係地方公共団体にご確認ください。

参考資料 6. 構造規制制度に関する資料

■地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）

平成 25 年 6 月

平成 24 年 6 月より施行された有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に対する構造基準、定期点検の制度全体について解説したものであり、最も基本的な資料。

構成

1. 構造規制制度の趣旨・狙い	6. 関係者の連携・支援
2. 対象となる施設	7. 地下水汚染未然防止のためのリスク管理
3. 必要な手続	8. 有害物質の漏えい・地下浸透時の対応
4. 対応が求められる事項（規制の内容）	9. 用語集等
5. 関連制度	

■地下水汚染未然防止のための構造と点検管理に関する事例集及び解説

平成 25 年 6 月

ある施設が有害物質貯蔵指定施設に該当するかどうかの判断方法や、構造等に関する基準に定める同等以上の効果を有する措置について、参考となる具体的な事例及び解説を内容として作成したもの。

構成

1. 本書を参考とするに当たっての注意事項	4. 有害物質貯蔵指定施設に関する判断について
2. 水濁法の概要	5. 構造等に関する基準に定める同等以上の措置について
3. 用語解説	

■地下配管等目視による点検ができない場合の検知システムに関する事例集

平成 25 年 6 月

目視による点検ができない場合の措置を検討する際の参考となるよう、漏えい検知技術・システムの事例をまとめたものである。また、参考情報として、漏えい等の可能性が確認されるなど異常があった場合の追加調査に利用可能と考えられる技術についても事例を掲載している。

構成

目視もしくは目視に準ずる方法（カメラ・ファイバースコープ）
損傷等の異常の有無の確認（気密試験・湛水試験等）
地下浸透（漏えい）の有無の確認（検知管等）
【参考】地下浸透（漏えい）箇所・範囲の特定（物理探査等）

参考資料7. 方法別の検知技術・システム一覧表

検知方法・システム		外部委託	漏えい等を確認するためのコストと労力の例 (※コストは23年度に調査した概算費用であり、一例である点に留意する必要がある)					適用性					
			労力	設備費	検査管又は観測井 ※1	試験等委託費	維持費等	備考	施設 地下配管 排水溝 地下貯蔵施設	備考			
カメラ・ファイバースコープ		○	1日程度。距離により変化する。	2万円～10万円	—	—	—	ファイバースコープのチューブの長さや性能(解像度、防水性など)により異なり、10万円を超えるものもある(数十mのもので、数百万円～)。自走式のTVカメラの場合、外部委託をすることとなる場合があるが、その場合、150万円/km程度。	○	○	○	地下配管や地下排水溝の漏えい箇所などを確認できる。通常は、30m程度(公表されているチューブの長さ)の距離の点検しかできないものが多いが、最近では、数十m以上の距離を自走できる管内カメラがある。	
破損の有無の確認の例	気密試験	○	2時間	—	—	6万円	—		○	×	○	地下貯蔵タンク、二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻(FRP外殻)、地下埋設配管の点検に適用。点検時は施設の運転に制約が必要な場合がある。	
	湛水試験		数時間 (湛水期間のうちの作業時間)	5～15万円 (固定式液面計)	—	—	—	固定式液面計を用いた場合(スケール等で計測してもよい)	○	○	○	密閉するなどにより湛水可能な施設であれば適用可能(配管等では一部閉鎖するためのバルブ等の設備が必要となる) / 点検時は施設の運転に制約が必要な場合がある。	
	流量変化の有無の計	流量計等による変動の測定		数時間 (流量測定期間のうちの作業時間)	77～247万円 流量計2基+設置費	—	—	—	流量計の費用は口径により異なる	○	○	×	流量を測定できる配管・排水溝等に限る / 粘度5mm ² /s以下。
		貯留量による確認(液面計等による変化の測定)		短時間	5～15万円(固定式液面計) 60～70万円(遠隔式液面計)	—	—	—	固定式と遠隔式で液面計の費用に差がある	△	△	○	地下配管、排水溝は地下貯蔵施設に付帯するものに限る。
	貯留量による確認(検尺棒による変化の測定)		短時間	3～4万円	—	—	—	検尺棒の設備費とした場合	△	△	○	地下貯蔵施設(タンク)の上部に検尺口(小口径の穴)が設置されている施設やピット(配管等を設置する溝)内に設置された地下配管・排水溝であれば適用できる。	
漏えいの有無の検知の例	検査管等による確認	有害物質濃度の分析	○	短時間	— (分析委託を想定)	20万円/ 箇所	数千円～2 万円	—	1項目1検体行くと仮定	○	○	○	地下水位が比較的高い場所において、検査管・観測井を設置した箇所でも適用可能。すべての有害物質に適用可能。
		電気伝導率(EC)又はpHの測定	短時間	3万円 (EC・pH計)	20万円/ 箇所	—	1万円 (電極)			○	○	○	地下水位が比較的高い場所において、検査管・観測井を設置した箇所であれば適用可能。有害物質としては溶融しやすい重金属等に適用可能。難溶性物質であっても、それを含む溶剤が水に溶けやすく、地下水の電気伝導率(EC)・pHを変化させうる場合は適用できる可能性がある(例; 農薬) / 元来、電気伝導率(EC)・pHが高い地域等では適用に検討を要する。
			確認のみ (自記記録式)	60万円 (自記記録式EC・pH計)	20万円/ 箇所	—	6万円 (電極)			○	○	○	
		五感による確認		短時間	—	20万円/ 箇所	—	—		○	○	○	におい・色がない物質であっても、それを含む溶剤に、におい・色がある場合は適用できる。
		有害物質の簡易分析	短時間	4千円～4万円 (測定キット)	20万円/ 箇所	—	—	—	1物質を1ヶ月に1回測定した場合の1年間の費用。費用は物質や機器によって異なる。測定キット以外に、液体検知管もある。	○	○	○	測定キットは、六価クロム、砒素、鉛、フッ素、ホウ素。液体検知管の場合は、水銀、六価クロム。
			短時間	6万円 (土壌ガス採取管)	20万円/ 箇所	—	2千円～6千円 (気体検知管)	—	1物質を1ヶ月に1回測定した場合の1年間の費用。費用は物質によって異なる。	○	○	○	揮発しやすいものに限る
	油分の検知(油膜の検知)		確認のみ (自動検知)	35万円 (浮遊油膜検知機+警報装置)	—	—	—	検知可能油種: ガソリン、灯油等の鉱油類、動植物油など	○	○	○	ピット内に設置され、漏えい物が樹等に集められる構造となっている施設に限る。水より比重が軽く不溶性の物質(ベンゼン等)に限る。	
	土壌水分の測定		短時間	23万円 (土壌水分計+施工費)	—	—	—		○	○	○	屋外の施設では雨天時に留意が必要	
	高精度漏えい検知設備		確認のみ (自動検知)	180～320万円 (高精度油面計+漏えい検知・ タンク情報管理システム)	—	—	4万円 (計器校正)	漏えい検知システム・タンク(地下貯蔵施設)情報管理システム導入と仮定。単式(タンク1本)と多連式(タンク2～8本)で異なる。	△	△	△	比重1以下、粘度150mm ² /s以下 地下配管・排水溝については、地下貯蔵施設に付帯するものに限る。	
	トレーサ試験	ガス	○	数日	—	—	数十万円 ～100万円	—	作業日数・場所等により異なる	○	×	○	地下水位は高くても利用可能。他の配管等が複雑に入り組んでいる場合には適用しにくい。
塩水・着色水			数時間～数日	3万円～ (塩水・着色水+計測器 (電気伝導率計など))	20万円/ 箇所	—	—	塩水・着色水の濃度・投入量等により異なる。	○	○	○	周辺の塩水濃度が高い場所や塩水・着色水が吸着するような土壌条件には適用しにくい	
の漏れ特定例	物理探査	電気比抵抗探査	○	数時間から (規模により異なる)	—	—	20万円 /100m	—		○	○	○	電極等を差し込むことのできる場所であれば適用可能。なお、こうした物理探査で漏えい箇所が適切に分かるわけではなく、漏えい範囲を限定できる程度であることに留意する必要がある。
		表面波探査	○	数時間から (規模により異なる)	—	—	20万円 /100m	—		○	○	○	受振器等を設置できる場所であれば適用可能。なお、こうした物理探査で漏えい箇所が適切に分かるわけではなく、漏えい範囲を限定できる程度であることに留意する必要がある。
参考	その他の物理探査(漏水検知探査)	○	数時間から (規模により異なる)	—	—	20万円 /100m	—		△	△	△	施設内外に電極等を設置できれば適用可能。なお、本手法は最初に最終処分場に適用がなされ、近年では貯水池や堰堤などに遮水構造物が設置されている場合に利用されるようになってきた。しかし、地下配管、排水溝、地下貯蔵施設などへの適用事例は、これまでのところないが、施設内外に電極が設置できるような構造であれば適用できる可能性がある。	
	構造物等の耐力照査	○	数時間から (規模により異なる)	—	—	20万円～/ 箇所	—	照査内容により委託費は異なる	○	○	○	コンクリート製や金属製などの地下構造物(配管、排水溝、貯蔵施設など)について照査可能。損傷等が発生する可能性の高い注意すべき箇所の把握につながるものであるが、現に漏えい等が発生しているかどうかの把握、またはその後に行う漏えい等の箇所の特定を目的とする調査としては適用可能性がない。	
	構造物等の劣化診断調査	○	1日から (規模により異なる)	—	—	20万円～/ 箇所	—	規模により委託費は異なる	△	△	△	材質がコンクリートやアスファルトの半地下構造物の場合に適用できる。 熱赤外映像法: コンクリート構造物、アスファルト構造物などの劣化やそれらの背面の状態を間接的に捉えることができる。また、地表の配管部などを捉えることもできる。 簡易P波速度計測: 構造物、地盤共に適用可能。 シュミットハンマー試験: コンクリート構造物や岩盤など比較的強度の高いものに適用。強度の低い軟らかいものには不適。	
※1: 観測井は数年間に1回程度、洗浄が必要(約15万円/回)													

参考資料 8. 地下水質に係る基準値について

項目	環境基準 (mg/L)	浄化基準 (mg/L)	浸透基準※ (mg/L)
カドミウム	0.003	0.01	0.001
全シアン	検出されないこと	検出されないこと	0.1
有機磷 (りん)	-	検出されないこと	0.1
鉛	0.01	0.01	0.005
六価クロム	0.05	0.05	0.04
砒素	0.01	0.01	0.005
総水銀	0.0005	0.0005	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	0.0005
PCB	検出されないこと	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	0.02	0.02	0.002
四塩化炭素	0.002	0.002	0.0002
塩化ビニルモノマー	0.002	0.002	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1	0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	1	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	0.0006
トリクロロエチレン	0.03	0.03	0.002
テトラクロロエチレン	0.01	0.01	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	0.0002
チウラム	0.006	0.006	0.0006
シマジン	0.003	0.003	0.0003
チオベンカルブ	0.02	0.02	0.002
ベンゼン	0.01	0.01	0.001
セレン	0.01	0.01	0.002
硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	アンモニア性窒素		0.7
	亜硝酸性窒素	10	0.2
	硝酸性窒素		0.2
ふっ素	0.8	0.8	0.2
ほう素	1	1	0.2
1,4-ジオキサン	0.05	0.05	0.005

※特定事業場から地下に浸透する水は、表中の濃度以上が検出される場合、浸透規制の対象となる。

<参考>

○地下水環境基準（環境基本法第16条）

地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準。

○地下水浄化基準（水質汚濁防止法第14条の3、同法施行規則第9条の3）

水質汚濁防止法においては、特定事業場（有害物質を製造、使用又は処理する特定施設を設置する事業場。以下同じ。）から有害物質を含む水の地下浸透があったことにより、人の健康影響又はそのおそれがあると認める場合には、環境省令で定めるところにより、特定事業場の設置者又は設置者であった者に対し、地下水の浄化措置を命令することができる。環境省令においては、有害物質の種類毎に浄化基準を定め、当該基準を達成することを求めている。

○地下浸透基準（水質汚濁防止法第8条、同法施行規則第6条の2）

水質汚濁防止法においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当するものは地下へ浸透させてはならないとしている。環境省令において、有害物質を含むものとしての要件とは、「環境大臣が定める方法により検定した場合において当該有害物質が検出されること」とされている。